

この「お知らせ」は全学年用です。
令和3年度「早期1」で申請済の新1年生、申請済の新1年生と同じ
学校に通うきょうだい分は、今回の申請は不要です。

保護者の皆様へ

令和3年度（2021年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）

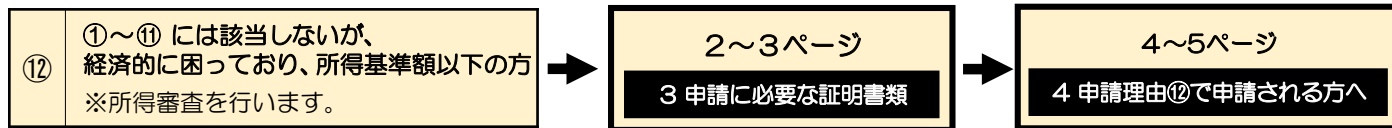
大阪市では、経済的な理由でお子さんを大阪市立の小・中学校に通わせるのが難しい家庭の保護者の方に、
学校教材費や給食費などを援助する「就学援助制度」を設けています。

援助を希望される方は、申請書をお子さんの通われる小・中学校に提出してください。

1 援助を受けられる方

申請理由		備考
①	市民税が非課税の方	所得割額・均等割額ともに0円の方
②	固定資産税を減免された方	理由が火災、地震等の災害によるもの
③	個人事業税を減免された方	令和2年度または3年度に減免された方が対象
④	国民年金保険料を減免された方	保護者全員が国民年金保険料を減免されていること
⑤	国民健康保険料を減免または徴収猶予された方	保護者全員が国民健康保険料を減免・猶予されていること
⑥	児童扶養手当の支給を受けている方	児童手当、特別児童扶養手当とは異なる
⑦	生活福祉資金の貸付決定を受けた方	令和2年度または3年度に決定を受けた方が対象
⑧	雇用保険被保険者手帳を有する日雇労働者の方	手帳を有する方以外の保護者に収入がある場合は除く
⑨	火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	令和2年度または3年度に自宅が災害にあった方が対象
⑩	生活保護を停止または廃止された方	世帯状況変更による廃止者は除く
⑪	生活保護を受けている方	

申請理由①～⑪のいずれかに該当する方
↓
2～3ページ
3 申請に必要な証明書類
へ



2 申込方法

！！ 申請は毎年度必要です !!

提出書類	就学援助申請書兼世帯状況票 及び 証明書類（申請書記入例は6～7ページを参照ください） ※ 小学校と中学校など、きょうだい別の学校に通学される場合、通学される学校ごとに必要です。
提出場所	児童生徒が通っている学校（新1年生の場合は入学予定の学校） ※ 申請書等にはたいへん重要な情報が含まれています。保護者の方が持参又は送付をお願いします。

申請時期	* 早期2以降の申請は、令和3年3月1日から受け付けます。	申請区分によって 申請できる理由が異なります
------	-------------------------------	---------------------------

申請区分	申請期限	申請理由	審査結果の通知時期 （教育委員会から保護者に送付）
早期1（書類審査） ※「お知らせ」は、令和3年4月に新1年生となる児童生徒の保護者にのみ配付済です。	受付終了 令和2年12月25日（金）まで	①～⑪	2月末日予定
早期2（書類審査）	令和3年3月15日（月）まで	①～⑪	5月末日予定
一般1（税情報利用）	令和3年5月14日（金）まで	①・⑫	8月末日予定
一般2（書類審査）	令和3年6月30日（水）まで	①～⑫	8月末日予定

認定日は令和3年4月1日になります。ただし、4月1日に要件を満たしていない場合は要件を満たした日からになります。

随時申請	7月1日以降も申請できます。ただし、認定日は申請日以降になり4月にさかのぼることはできません。 審査結果は、教育委員会受理後30日以内に通知します。
------	---

3 申請に必要な証明書類

- 複数の申請理由に該当する場合は、どれか1つの申請理由が確認できる証明書類を添付してください。
- 状況に応じ、記載している書類以外の証明の提出を求める場合があります。
- 提出された申請書や証明書類等は、就学援助の審査・支給のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。また、原則として、申請の際に提出された書類は返却しません。

申 請 理 由		証 明 書 類	
①	市民税が非課税の方 ※生計を一にする世帯全員が所得割額・均等割額ともに0円である場合に対象になります。 ※令和2年度または3年度の市民税が非課税の方が対象です。	税情報を利用する ※令和3年度分のみ利用可	3ページ 〔1〕税情報の利用 をご覧ください。 税情報を利用する場合、所得に関する証明書類の提出は不要です。
		税情報を利用せず証明書類を添付する	添付する証明書類については、3ページ 〔2〕市民税・所得金額等の証明書類 をご覧ください。
②	固定資産税を減免された方 ※新築住宅減額は対象外です。	○固定資産税・都市計画税（土地・家屋）税額変更通知（コピー） ※令和2年度分または3年度分を提出してください。	
③	個人事業税を減免された方	○個人事業税減免決定通知書（コピー） ※令和2年度分または3年度分を提出してください。	
④	国民年金保険料を減免された方 ※保護者全員が減免されている場合に対象になります。 （保護者全員分の書類が必要です）	どれか	{ ○国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書（コピー） ○国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書（コピー） ○（上記のいずれもないとき）年金事務所が発行する証明書（原本） ※早期2、随時では申請日現在、一般2では4月1日現在で減免を受けていることを証明する書類を提出してください。
⑤	国民健康保険料を減免または徴収猶予された方 ※保護者全員が減免・徴収猶予されている場合にのみ対象となります。	○国民健康保険料（変更）決定通知書（コピー） ※早期2の場合は令和2年度分、一般2・随時の場合は令和3年度分を提出してください。 ※どちらの場合も、全体をコピーしたものがが必要です。	
⑥	児童扶養手当の支給を受けている方 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」とは違います。ご注意ください。	どれか	{ ○児童扶養手当証書（市長印が押されているページのコピー） ○児童扶養手当認定通知書（コピー） ※早期2、随時では申請日現在、一般2では4月1日現在で支給を受けていることを証明する書類を提出してください。 ○（上記のいずれもないとき）児童扶養手当受給証明願 ※早期2では令和3年3月分、一般2では令和3年4月分、随時では申請日時時点の支給額が記載されているもの。
⑦	生活福祉資金の貸付決定を受けた方 ※令和2年度または3年度に決定を受けた方が対象です。	○生活福祉資金貸付決定通知書（コピー） ※令和3年4月1日現在（随時の場合は申請日現在）に返済中（据置期間含む）であることを証明する書類を提出してください。	
⑧	「雇用保険被保険者手帳」を有する日雇労働者の方 ※早期2、随時では申請日、一般2では4月1日が有効期間内に含まれている方が対象です。	○雇用保険被保険者手帳（公共職業安定所長印が押されているページのコピー） ○手帳を有する方以外の保護者の所得がわかる書類（早期2では令和2年度、一般・随時では令和3年度の「市民税・府民税証明書」など）	
⑨	火災、風水害、震災、その他の災害にあった方	○火災……………り災証明（消防署発行）（原本） ○風水害、震災、その他…罹災証明（区役所発行）（原本） ※令和2年4月1日以降に災害にあったことを証明する書類を提出してください。 ※自宅が災害にあわれた場合に限ります。	
⑩	生活保護を停止または廃止された方 ※世帯状況変更による場合は対象外です。	○生活保護停止・廃止決定通知書（コピー） ※令和2年4月1日から令和4年3月31日の間に停止または廃止されたこと及びその理由を証明する書類を提出してください。	
⑪	生活保護を受けている方	証明書類の提出は不要です。ただし、教育扶助費の受給がない場合は「生活保護適用証明書」の提出が必要です。	
⑫	①～⑪には該当しないが、経済的に困窮し、令和2年中（令和3年度）の世帯全員の合計所得が所得基準額以下の方 P4～5 4 申請理由⑫で申請される方へ をご覧ください。	税情報を利用する ※令和3年度分のみ利用可	3ページ 〔1〕税情報の利用 をご覧ください。 税情報を利用する場合、所得に関する証明書類の提出は不要です。
		税情報を利用せず証明書類を添付する	添付する証明書類については、3ページ 〔2〕市民税・所得金額等の証明書類 をご覧ください。

申請理由①④⑤⑧⑫で申請者がひとり親の場合、申請者に配偶者がいないことを証明する書類が必要です。
 ↓ 3 ページ
(3) ひとり親家庭の確認 をご覧ください。

証明書類の添付もれ・不備（書類全体がコピーされていない、年度が古いなど）にご注意ください。
 結果通知が遅くなったり認定できない場合があります。

(1) 税情報の利用

「一般1」(5月14日(金)申請期限)の申請理由①・⑫で利用できます。
「随時」申請の申請理由①・⑫でも利用できますが、年内(令和3年中)の受付分のみです。
「税情報の利用」とは、市内に居住(令和3年1月1日現在)している申請者の同意に基づき、教育委員会が申請者に代わって大阪市の住民基本台帳及び個人市民税課税台帳から審査に必要な情報の提供を受けることです。
税情報を利用すれば、所得を証明する書類の提出は必要はありません。
●市税事務所等で、令和3年3月15日(月)までに申告された内容が反映されます。
●令和3年1月1日現在の住所が大阪市外の方については利用できません。お住まいだった市区町村の課税(所得)証明書が必要です。
●税情報の利用に関する同意は任意です。同意の有無で、認否に影響がでるようなことはありません。
●申告をされていないなど、税情報が提供されないときは、追加で証明書類の提出が必要になることがあります。
●提供を受けた情報は就学援助の認否審査以外の目的には使用しません。
提供を受ける税情報は令和3年度分のみで、大阪市個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、5年間保存後は消去します。
【提供を受ける情報の内容】「市民税・府民税証明書」に記載される項目のうち、
「市民税・府民税額(年税額のみ)」「所得金額(内訳及び繰越損失額)」「扶養親族の内訳」「医療費控除額」「本人該当区分(ただし、ひとり親・寡婦のみ)」

(2) 市民税・所得金額等の証明書類

収入・所得の有無にかかわらず、生計を一にする世帯全員(平成15年4月1日以前に生まれた方)の証明書類が必要です。
世帯全員が同じ年度の証明書類を提出してください。
ただし、申請理由①(市民税が非課税)の場合、被扶養者の方の証明書は不要です。

以下のうち、どれか1つの証明書類		申請理由①	申請理由⑫
市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)(コピー)※1	給与所得者の方に勤務先を通じて交付(毎年5月下旬頃)	令和2年度又は令和3年度	令和3年度
市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書及び課税明細書(コピー)	給与所得以外の方に市税事務所から送付(毎年6月以降)	令和2年度又は令和3年度	令和3年度
市民税・府民税 証明書(原本)※2	市税事務所・区役所等で発行(令和3年分は6月以降)※3	令和2年度又は令和3年度	令和3年度

※1 主たる給与以外に対する住民税を普通徴収で課税される場合は、証明書類として使用できません。
※2 小学校と中学校など申請書を2枚以上提出する場合は、原本は1枚だけで、他はコピーを添付してください。
※3 当該年1月1日現在の住所が大阪市外の場合は、お住まいだった市区町村に課税(所得)証明書を請求してください。

(3) ひとり親家庭の確認

- 申請理由①・④・⑤・⑧・⑫については、申請者がひとり親の場合、申請者に配偶者がいないことを証明する書類が必要です。
※ 令和3年度のひとり親・寡婦控除を申告済で、税情報を利用する(早期2、一般2申請は利用不可)場合は省略可。
- 配偶者と離婚せずに別居している場合は、ひとり親家庭にはなりません。
ただし、離婚調停中など婚姻生活が事実上破綻していることが明らかな場合は離婚に準じて取り扱います。

事 由	証 明 書 類 (コピーでも可)
ひとり親・寡婦控除を受けている	市民税・府民税証明書等のひとり親・寡婦控除が確認できる書類
ひとり親家庭医療証を交付されている	ひとり親家庭医療証
令和3年1月1日以降に配偶者が死亡	住民票除票、死亡者が記載された戸籍 など
令和2年12月31日以前に離婚が成立	申請者の戸籍(※1) など
令和3年1月1日以降に離婚が成立	離婚届受理証明書、申請者の戸籍(※1) など
離婚調停中等である	調停申立書、訴状(※2) など
遺族年金を受給中である	年金振込通知書など
その他	申請者の戸籍(※1)、領事館等発行の独身を証明する書類 など

※1 「戸籍」の場合は、申請者がひとり親であることが確認できるよう申請者本人の「個人事項証明(抄本)」または「全部事項証明(謄本)」を提出してください。

(注) 児童生徒のものではありません。

※2 証明内容の日付が申請日以前2年以上経過している場合は、別途書類をお願いする場合があります。

4 申請理由⑫で申請される方へ

➤ **生計を一にする世帯全員** の令和2年中（令和3年度）の合計所得金額が、世帯の人数及び住宅の所有状況に応じた【所得基準額】以下の方が認定になります。

※令和2年度の基準です。
確定した金額は令和3年4月1日以降に教育委員会ホームページ
（<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000495254.html>）に掲載します。

【所得基準額】

世帯の人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	219万円	263万円	322万円	358万円	398万円	471万円
	持家	155万円	199万円	257万円	293万円	333万円	394万円

申請者又は生計を一にする世帯員が、賃貸契約書の借主であることの確認書類の提出があれば、借家等の基準で審査します。また、持家でも、土地に地代が必要で、その地代について賃貸契約している場合は借家等になります。

生計を一にする世帯全員 とは、同居している方全員のことです。また、同居していなくても、税法上、保護者の扶養親族や健康保険の被扶養者になっている方や、父母等が単身赴任等により別居している場合も含まれます。（ただし、父母以外については、同居でも、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます。）
所得審査の対象となるのは、令和3年4月1日現在で18歳以上の方（平成15年4月1日以前に生まれた方）です。

➤ 給与所得者および公的年金所得者は所得控除後の金額より最大10万円を控除した金額、自営業の方は年間収入額から必要経費を引いた金額で審査します。

「源泉徴収票」で所得金額（目安）を確認する場合

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	大阪市〇〇区〇〇1丁目2番34号 ー501号	氏名	(役職名)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与	内 3,372,235 円	2,180,400 円	1,140,298 円	53,000 円

収入が給与のみの場合は、この金額から最大10万円を控除したもので審査します。
※勤務先が複数ある場合や、年末調整を受けていない場合などは、この金額ではなく市町村で決定された所得金額で確認します。

「源泉徴収票」は
証明書類として
提出できません

➤ 次のような《特別な事情》がある場合、所得金額から差し引いて審査します。

- ①令和2年中（令和3年度）に税法上の医療費控除を受けた額。
- ②令和2年中に債務保証・賠償金などの支払い債務を支払った合計額。債務が確認できる書類（裁判所の判決、公正証書、契約書など）及び支払いの事実が確認できる書類（領収書、銀行口座取引明細など）が必要です。
- ③個人再生・特定調停・任意整理などにより、令和2年中に支払った合計額。事実が確認できる書類（裁判所の決定通知、和解合意書など）及び支払いの事実が確認できる書類（領収書、銀行口座取引明細など）が必要です。

➤ 令和2年中の所得が所得基準額を超える場合でも、次のような《特別な事情》がある場合は、令和3年中の見込所得により審査します。

- ①失業の場合
主たる生計維持者が、厚生労働省が定める特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する事由により離職（失業）し、申請日現在、失業の状態が継続している場合は、離職票、雇用保険受給資格者証等により失業の事実を確認したうえで、離職時の源泉徴収票、雇用保険受給資格者証等により算出した令和3年中の収入見込を所得に換算した額と、他の審査対象者の前年の所得との合計を審査の対象とします。ただし、認定日は離職日の翌日以降となります。
- ②傷病等による休職・休業の場合
主たる生計維持者が、傷病により休職・休業し、申請日現在、休職・休業の状態が継続している場合は、傷病手当の受給証等により休職・休業の事実を確認したうえで、各月の給与明細及び傷病手当の受給証等により算出した令和3年中の収入見込を所得に換算した額と、他の審査対象者の前年の所得との合計を審査の対象とします。ただし、認定日は休職・休業の開始日以降となります。

➤ “**所得の申告**”は、本来、所得のなかった方や市民税・府民税が非課税の方については不要ですが、**就学援助の申請のためには原則として必要です。**

(所得の申告は市税事務所等で受付しています。詳しくは市税事務所へお問い合わせください)

(注) 次のいずれかに該当する方については“**所得の申告**”は必要ありません。

- ・ 所得税の確定申告が済んでいる方
- ・ 給与所得のみで、給与支払者（勤務先）から大阪市に給与支払報告書が提出されている方
- ・ 公的年金等※の所得のみで、その他に所得がない方 ※遺族年金・障害年金は除く

税法上の控除対象配偶者及び扶養親族（※1）については“**所得の申告**”をされていない場合、実際の所得に関係なく**一律38万円（※2）**の所得があったものとして取り扱います。

所得として38万円を加算しても【所得基準額】を超えない場合は**手続不要**ですが、**実際の所得が38万円未満（0円を含む）**であるにもかかわらず、**所得として38万円を加算することによって【所得基準額】を超えてしまう場合は、控除対象配偶者又は扶養親族であっても、“所得の申告”の手続きが必要です。**

(※1) 所得税の年末調整や確定申告において、主たる生計維持者の控除対象配偶者又は扶養親族として申告されているだけでは**所得の申告**が行われたことになりません。

(※2) 「38万円」は、令和2年度の税法上、扶養親族等となるための所得限度額です。令和3年度の所得限度額（給与収入の場合は48万円）とは異なります。

扶養家族

申請者 妻 中学生 小学生

4人世帯で【所得基準額】を322万円とし、夫は給与所得のみ、妻の収入が無く、夫の扶養に入っている場合を例にしています。

	申請者の所得	妻の所得申告	審査対象所得の計算	審査結果
例 1	250万円	有り	250万円 - 10万円 + 0円 = 240万円	○認定
		無し	250万円 - 10万円 + 38万円 = 278万円	○認定

妻が申告していなくても審査結果は同じ

	申請者の所得	妻の所得申告	審査対象所得の計算	審査結果
例 2	320万円	有り	320万円 - 10万円 + 0円 = 310万円	○認定
		無し	320万円 - 10万円 + 38万円 = 348万円	✕ 否認定

妻の申告の有無で審査結果が変わります！

➤ 「**税情報**を利用せず、**証明書類**を添付する」場合は、“**所得の申告**”をしただけで **B 申告済の場合の「証明書」**を提出してください。未申告でも控除対象配偶者及び扶養親族については **A 未申告の場合の「証明書」**（下図参照）が発行されますが、これを提出されても所得として38万円が加算されますのでご注意ください。

A 未申告 の場合の「証明書」

令和3年度 市民税・府民税証明書
(令和2年中の所得証明書)

納税義務者	住所	大阪市○○区○○1丁目2番34-501号	
	令和3年1月1日現在住所(所在地)	同上	
	氏名	□□ □□	

市民税・府民税額(円)		所得基準額(計)		¥0
区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税	¥0	¥0	¥0	
府民税	¥0	¥0	¥0	¥0

所得金額(円)		以下 余白	
以下	余白	以下	余白

未申告の場合は「以下余白」のみとなっています。この証明書が提出された場合、実際の所得にかかわらず、**38万円の所得があったものとして取り扱います。**

B 申告済 の場合の「証明書」

令和3年度 市民税・府民税証明書
(令和2年中の所得証明書)

納税義務者	住所	大阪市○○区○○1丁目2番34-501号	
	令和3年1月1日現在住所(所在地)	同上	
	氏名	□□ □□	

市民税・府民税額(円)		所得基準額(計)		¥0
区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税	¥0	¥0	¥0	
府民税	¥0	¥0	¥0	¥0

所得金額(円)		以下 余白	
合計	¥0	以下	余白
以下	余白	以下	余白

所得0円で申告済の場合は「¥0」となっています。この証明書が提出された場合、**所得を0円として取り扱います。**

P.5

①

《申請区分》欄は、申請理由や証明書類の有無などに注意し、該当する区分 ☐ を囲んでください。

早期 2	対象は申請理由①～⑪ です。 証明書類が必要 です。
一般 1	対象は申請理由①と⑫ です。税情報利用のため、 所得に関する証明書類は不要 です。
一般 2	すべての申請理由①～⑫ が対象です。 証明書類が必要 です。
随 時	7月1日以降の申請で、すべての申請理由①～⑫ が対象です。 証明書類が必要 です。 ただし、申請理由①と⑫ については税情報を利用できます。(年内の申請受付のみ)
再審査	申請書を提出した後に、申請内容に変更があり、新たに申請書を提出する場合。

②

学校に提出する日付を記入してください。(申請書を学校に提出された日が「申請日」になります。)
※ 認定日に関わる重要な日付です。記入もれのないようにしてください。

③

令和3年度の学年を記入してください。(「組」が不明の場合は空欄でかまいません。)

④

この住所に審査結果を送付しますので、正確(マンション等は必ず部屋番号まで)に記入してください。

⑤

令和3年1月2日以降、住所に異動があった方は、令和3年1月1日現在の住所を記入してください。

⑥

申請理由⑫で申請される方のみ記入してください。

《住宅の形態》欄 …… 必ず、「持家」または「借家等」のどちらかに☑をつけてください。

どちらにも☑がない場合は、「持家」の所得審査基準で審査します。

《特別な事情》欄 …… 次のような事情がある方は該当する事由に☑をつけ、表の「記入する内容」を参考に必要事項を記入してください。(状況を証明する書類の提出を求めることがあります。)

特 別 な 事 情	記 入 す る 内 容
申請者が離婚し、経済的に困っている。	「離婚」に☑をつけ、離婚した年月日を記入してください。
申請者が配偶者と死別し、経済的に困っている。	「死別」に☑をつけ、死別した年月日を記入してください。
前年度または当該年度に主たる生計維持者が自己都合(正当な理由がある場合は除く)によらない失業(解雇・倒産・廃業など)により、前年に比べて収入が減少した。	「解雇等・倒産・廃業により失業」に☑をつけ、失業した方の氏名と、失業した年月日を記入してください。 なお、「解雇等」の場合は、雇用保険受給資格者証に記載されている「離職理由コード」を記入してください。
前年度または当該年度の生計維持者の傷病、死亡及び失踪等により、前年に比べて収入が減少した。	「その他」に☑をつけ、その年月日及び内容を具体的に記入してください。
高額の支払債務があり、経済的に困っている。 [対象となる債務] ・保証債務、賠償金など ・任意整理、特定調停、個人再生、自己破産による債務(借金)の整理 ・給料の差押えを受けている。 (税金や公の負担金によるものを除く)	「その他」に☑をつけ、支払債務などの内容を具体的に記入してください。 (注) 債務には、住宅ローン、教育ローン、耐久消費財の購入等の財産を形成する債務や、遊興費などのためのローンは含まれません。

⑦

《市民税額・所得金額等の確認方法》欄は、申請理由①・⑫の方のみ「税情報を利用する」か「税情報を利用せず、証明書類を添付する」のどちらかに☑をつけてください。

申請区分が「一般1(税情報利用)」の場合は必ず「税情報を利用する」に☑をつけ、世帯全員の意思を確認のうえ、必ず申請名を記名ください。記名がない場合は税情報を利用できません。
申請書記載のなまえ・生年月日・住所が誤っていると税情報の確認ができないため、正確に記入ください。

⑧

「生計を一にする者全員」とは、基本的には同居している方全員のことです。また、同居していなくても税法上保護者の扶養親族や健康保険の被扶養者になっている方や、父母等が単身赴任等で別居している場合も含まれます。ただし、父母以外については、同居でも、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は除きます。

⑨

同居・別居のいずれかを○で囲んでください。

⑩

「税情報を利用する」方で、平成15年4月1日以前に生まれた別居されている家族がいる場合は、その方の令和3年1月1日現在の住所を記入してください。

5 援助の内容

※令和2年度の内容です。令和3年度の内容については、令和3年4月1日以降、教育委員会ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000495254.html>）等でお知らせします。

	学校教材費 特別活動費 その他諸費 ※1	修学旅行費 林間・臨海学習費 ※2	学校 給食費 ※3	通学費 ※4	入学準備補助金 ※5	医療費 ※6	独立行政法人 日本スポーツ 振興センター 共済掛金 ※7
小学校	学校徴収金相当 (実費)	実 費	実 費	実 費	51,060円	学校医療券 交 付	保護者負担額
中学校					60,000円		

- ※1 認定後は、保護者の同意に基づき、学校徴収金の教材費等（児童費・生徒費会計）に充てますので保護者への支給はありません。認定結果の通知前にお支払いいただいた金額は、認定後にお返しします。
- ※2 修学旅行費、林間・臨海学習費は、就学援助の認定を受けている期間に参加した行事の実費が対象になります。
行事のための積立金が徴収されているときに就学援助の認定を受けていても、行事が実施されるときに就学援助の認定を受けていないと、就学援助費は支給されません。
○修学旅行費 …………… 小学校・中学校でそれぞれ1回限り支給されます。（キャンセル料含む）
○林間・臨海学習費 …… 各学年でそれぞれ1回限り支給されます。（キャンセル料含む）
- ※3 認定後は、保護者の同意に基づき、給食費に充てますので保護者への支給はありません。
認定結果の通知前にお支払いいただいた金額は、認定後にお返しします。
- ※4 次のいずれかに該当する通学（小学校：片道4km以上、中学校：片道6km以上）にかかる交通費が対象です。
○ 本人の希望ではなく仕方なく指定校変更により学校を変わずをえない場合
○ 日本語・適応指導教育のため、その実施校に通級する場合
○ 教育支援センター（適応指導教室）に通級する場合
- ※5 小・中学校の新1年生が対象です。また、認定日が4月2日以降の場合、支給されません。
- ※6 医療費の支給対象となる病気は、学校の定期健康診断等の結果、治療を必要とする次の病気です。
○むし歯、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬、膿痂疹、トラコーマ
治療が必要な場合は、学校が医療券を発行しますので、必ず受診される前に学校にお申し出ください。
医療機関受診時に医療券を提出すると、教育委員会が、患者負担額を、医療機関へ直接支払います。
（就学援助の申請後であれば、認定されなかった場合に医療費を返還していただくことをご了承いただければ、審査結果が出る前でも医療券の交付を受けられます。）
- ※7 令和3年5月1日時点で認定されている方が対象です。教育委員会が、保護者負担額を、独立行政法人日本スポーツ振興センターに直接支払います。また、海外編入等による年度途中での加入者は、その加入時点で認定されている方が対象です。
- 注）他の制度により、同趣旨の支給をうけられる場合は、就学援助費は支給できません。生活保護世帯の場合は、「修学旅行費」「医療費」「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金」が援助の対象となります。（共済掛金にかかる給付内容については、障害見舞金及び死亡見舞金です。）

＜ その他留意事項 ＞

- ＊ 就学援助の申請後に、申請書の内容に変更があった場合、（出生・結婚・離婚など世帯状況に変更があった場合や、児童扶養手当の支給停止など申請理由に該当しなくなった場合等）速やかに学校に申し出てください。
- ＊ 事実ではない理由による申請など、虚偽・不正の内容であることが明らかとなった場合、又は支給された就学援助費を本来の趣旨以外の目的に使用されたことが明らかとなった場合は、認定を取り消したうえ、就学援助費を返還していただくことがあります。

お問合せ先	教育委員会事務局 学校運営支援センター事務管理担当 (就学支援グループ) TEL：06-6115-7653
-------	--

※認定後の支給日、支給額は学校によって違いますので、児童生徒が通っている学校へお問い合わせください。